

平成22年(行ウ)第37号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

## 原告第2準備書面

平成22年6月10日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林洋一

原告は被告第1準備書面に対し以下反論する。

### 第1 和泉市の損害について

1 被告は、原告主張の損害額について、松尾寺グラウンドの仮設整備に要した費用の中に王子グラウンドの設置に要した費用が含まれるので、和泉市の損害額(松尾寺グラウンドの仮設整備費用)は52,845,450円であると主張する。

被告がその根拠とする第2回目変更契約の積算資料を原告は知らないもので、これについて認否は出来ないが、仮にこれが正しいとして原告は松尾寺グラウンドの仮設整備費用として、上伯太線道路改良工事の中の別途新規発注工事の松尾寺グラウンド復旧(土工)の8,000,000円を追加し、和泉市の損害額を60,845,450円とする。(甲6)

2 被告は、松尾寺グラウンドを整備したことから、王子グラウンドの残地を工事ヤードとして使用した期間の使用料相当額13,207,950円を免れたのであるから、この金員を損害額から減じるべきと主張する。

しかしながら、王子グラウンドの用地は泉北水道企業団(当時泉北用水組合)と和泉市及び王子町会等で公共緑地として温存する事を覚書で確認しており(甲3)、この地から何らかの収益を得ることは予定していないし、現実にもこの地から泉北水道企業団及び王子町会らは何らの収益も得ていない。

更に、今回王子グラウンド用地を工事ヤードに使用するに際し、泉北水道企業団は公共工事に供する事から使用料は免除するとしている。(甲9)

以上から泉北水道企業団及び王子町会等は工事ヤードに使用するに際し借地料を取ることを予定していなかった事は明らかであり、被告の借地料相当額を損害から減じるべきとの主張は失当である。

以上